

# 經濟論叢

第七十四卷 第二號

---

- 幕藩體制の危機について……………堀 江 英 一 (1)
- 阿波藩における近世村落の形成過程……大 槻 弘 (3)
- 宮津藩における農民的商品經濟をめぐる  
領主と農民の關係……………池 田 敬 正 (21)
- 近世村落の構造變化と村方騒動……………内 藤 正 中 (39)
- 

[昭和二十九年八月]

京都大學經濟學會

## 宮津藩における農民的商品經濟をめぐる 領主と農民の關係

池 田 敬 正

は し が き

「元祿・享保期」といわれる時期は、それ以前の本百姓の一般的成立（「封建的小農民の獨立」を背景にして新しい商品經濟が、廣汎に農村に據頭してきた時期であるといわれている。このような農民的商品經濟の據頭は、當然封建權力の經濟的基礎である貢租體系を變質させる。即ち享保期の勘定奉行神尾春央の「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」との言葉に示された新しい收奪體系、農民的商品經濟の進展に對する封建的對應が現われてくる。一方このように封建的收奪が強化されると、これに對する農民層の抵抗が問題になつてくるであらう。

このような農民的商品經濟の據頭をめぐる封建權力と農民の動向を追求することによつて、はじめて享保期以降の政治過程を法則的にかつ具體的に明らかにすることができらるであらう。

この小論は、以上の問題を宮津藩における丹後縮緬の發展過程を中心にして考えたものである。

## 一 農民的商品經濟の發展

古來「丹後絹」として著名な丹後地方の絹織業は、幕藩體制の成立と共ににはじまるこの地方の近世的封建權力II宮津藩の絹織業に對する政策によつて、大きくその性格がかわつていく。

宮津藩は、その成立と共に城下町「宮津」の經營を考へて、さらには農民を自然經濟に固定しておくために、從來在方にあつた絹織業を城下町に集中させる政策をとつていく。※その結果「宮津御城下は機段々繁昌仕當處（異謝郡加悦谷地方―池田）は衰微仕申（付近年は機數も少く成申（付1））といわれているように、農村における絹織業が全般的に衰微し、領主經濟の下に吸収されてしまふようになるのである。

※慶長五年（一六〇〇）以來丹後地方を領有していた京極氏は、元和八年（一六二二）に宮津城を築き、寛永二年（一六二五）に城下町の建設にとりかかる（「丹後考」・「丹後州宮津府志」）。そして領主は、開城と同時に加悦・後野兩村より二人の者を呼寄せ、かれらに指導させて、城下に絹織業を弘め、これを保護育成している（機方要用控）。現に享保三年（一七一八）になると宮津町内で六人の機屋行司が選ばれ、かれらが代表者となつて京間屋を新に二軒増すように願書をだすほど城下町の機業は成長している（「宮津日記」）。

ところがこのような状態に對して、農民たちは、「右之様に機屋（付）まり（付）而へ賣先不捌ニ相成ル事を思ひ何成共珍敷織物思付家業之助にも致度く存念（付2）」するに至り、農民たちは、商品としての「珍敷織物」の生産を強くのぞむようになつて、享保年間に西陣から縮緬機業が導入され、所謂「丹後縮緬」がこの地方の農民的商品生産として廣く營まれるようになるのである。

※享保五年（一七三〇）峰山の絹屋佐平次によつて（「中郡誌稿」八五頁―八七頁）、享保七年（一七三二）後野村六左衛門・三

河内村佐兵衛・加悦町小右衛門によつて（「異郷郡誌」下一一五頁—一二六頁）それぞれ西陣から導入される。かれらは共に西陣に奉公して新しい技法を習い歸つたのである。

私はこの「丹後絹」の生産構造は、藤田五郎氏のいわれる「<sup>3)</sup>代官名主的貨幣經濟」として把握すべきであつて、「在地の代表的存在」であり、同時に「隔地間的商人」であつた「代官名主層」がその生産の主體であると考えられる。丹後絹は、このような生産構造を持つていたからこそ右に見たように領主經濟に吸収されていくのであり、同時に享保期以降に成長してくるすぐれて農民的な丹後縮緬に壓倒されていくのであらう。

しかしここで問題にしなければならないのは、丹後絹が領主經濟に吸収されたあとから、「御城主様々被仰付織出の儀にても無御座<sup>4)</sup>」とあるように農民自らの手により、農民に新しい經濟的成長の可能性、さらには封建的買租擔當者の立場を排除させる可能性を與えるすぐれて農民的な商品生産が、なぜ以下述べるように廣汎に農民層の中に侵透していつたのであらうかということである。

この點について考えられることは、この地方における延寶期から元祿期にかけての一揆形態の變化に見られる農村構造の變質である。延寶期には、大庄屋の完全なヘゲモニーが存在するのであるが、元祿十五年（一七〇二）の強訴の場合を見ると、村役人自體への要求を持つた一般農民層にそのヘゲモニーが移行している。即ち元祿期になると、それ以前の中世的諸體制、古名主層を中心とする共同體的規制が變質して、一般農民層が中心となる新しい村落構造へ轉化していることが明らかである。このことは、たとい種々の共同體的諸制約が存在しよう、そこに一應獨立自營の封建的小農民が、政治的にも經濟的にも確立していることを示している。

※延寶八年（一六八〇）に飢饉が原因の愁訴が見られるが、この時は「村役人大庄屋死罪に相成り共御領内一統及飢死の儀ハ難

見捨と一決して訴狀差上」(宮津事跡記)とあるように大庄屋層の犠牲的行動が中心になつているのであるが、元祿の場合には「大庄屋宿江願ひ書持參致し處……大庄屋もにげれ而願書受取不申れニ付庄屋中村々江罷かへりれ處百姓中ケ様ニ存立れ處をかいなき儀と申だんじ……宮津江惣百姓罷出……」とある記録、またこの時の要求十三項目の中に、大庄屋數半減・平庄屋米並に勤務年數制限が含まれていたこと等から村落構造の變質を明瞭に知ることができる(「加悅町誌」二三三頁―二三四頁)。

即ち農民的商品經濟成立の背景には、中世末以來農民が苦しい闘いの中から發展させた農業生産力の増大、及びそれに伴う農民層の成長―封建的小農民の獨立が存在しているということである。このような近代の諸發展の原動力たりうる獨立小農民が、その階級的基礎になつていふからこそ、農民的商品經濟は領主經濟と眞正面から對立し、後述するように多くの障害を切抜け至農民層のものとして成長していくのである。

しかしこの場合、農民的商品經濟の進展を單純に封建的小農民の經濟的成長としてのみ捉えることは眞實をまげるのであろう。縮緬機業導入の直接の動機が、困窮にもとづく「耕作之餘業」の「機商賣」であつたことは充分考へておかねばならない。即ち農民的商品經濟の進展が、單なる農民の經濟的成長でなく窮迫販賣的性格をもつてゐることは、日本における農民的商品經濟がその成立の當初からひづみを持ち、後の發展に影響を與えることを示している。しかし中世的諸體制を排除し、封建的貢租の擔當者としての小農民經營が確立し、その擴大再生産の可能性を示したことは、農民的商品經濟の成立として高く評價されるべきであらう。

※ 農民層の困窮に關しては、耕作面積の絶對的な減少(天保十二年の現加悅町の一月當りの平均石高は約四・八石〔「加悅町誌」七七頁―九七頁〕となつており、裏作不十分な地方では如何にその耕作規模が小さいかが分る)及び封建貢租の過重(延寶九年〔一六八一〕の檢地の際約三割の延高が行われているが、これは生産力の増大よりも、貢租の重課を示している)等があげられる。

このようにして導入された縮緬機業は、享保十三年（一七二八）に僅か五・六軒の機屋しかなかったといわれる加悦村において、表①に見られるように、安永四年（一七七五）には機數八四臺を數え、享和三年（一八〇三）には

實に一〇四臺の多きを數えるに至るのである。またこれを與謝郡のみに關して享和三年（一八〇三）と明治十一年（一八七八）とを比較すると八四九臺と一二九〇臺であつて、この時期の發展がいかに急激なものであるかがよく分る。<sup>\*</sup>

※

一方これを地域別に

表 ②

組名	機數
算所	521 台
北大	85
網野	193
野間	107
野	50
計	956

備考 (1)組とは大庄屋組である。  
(2)享和3年の數字である。

みると、表②の通りになる。加悦谷一團一算所組が全體の約六割を占めており、機業の中心が加悦谷にあつたことを示している。

表 ①

村名	明和年間 (1764-71)	安永 4 (1775)	享和 3 (1800)	文政 12 (1829)
後野	45 台	81	122	127
加悦	50	84	104	102
加悦	17	40	86	78
算所	25	48	48	51
三河	68	149	123	118
温江	5	21	20	20

備考 (1)例示した諸村は加悦谷の諸村である。  
(2)史料は「丹後國産絹織物沿革」[縮緬屋記録帳]。「加悦町誌」による。

ところが、このような急激な機業の發展が、單に相對的なものでなく、絶對的なものであることは、表③に示した安永期における機屋戸數と全戸數との對比に最も端的に表現されている。即ち僅か五〇年程の間に、村内の農民の約三割が機業を營み、しかも一臺につき約四人の勞働力を必要とする機を一軒平均一・七臺も持つに至つたのである。さらに機屋のみでなく飛脚、糸仲、あるいは機織・糸繰奉公人などの機業關係者を入れると、村

表 ③

村名	戸數	機屋數	%
後野	176戸	50戸	28.4%
加悅	146	46	31.5
加悅典	176	27	15.3
算所	80	24	30.0

備考 (1)戸數は天保12年(1841)の數字であつて、「加悅町誌」による。但し僧・醫者などを除く。  
(2)機屋數は安永7年(1778)の數字であつて、「縮緬屋記録帳」による。

係を再編成しながら發展していることが考えられなければならない。しかし何よりも重要なことは、ヒエラルヒッシュな關係を内包していようと、封建權力と直接のつながりのない中農・貧農までが、この新しい商品生産に乗りだし、小資本範疇形成の可能性を持ち、丹後縮緬の農民的商品經濟としての成立を遍くとも明和・安永期までに確認できるといふことである。

このようにして、成立した丹後縮緬の製品は、成立當初から、古來商業の中心であり地理的にも近い京都の絹買次問屋に出荷していたようである。<sup>8)</sup> しかもこの京問屋が、すでに享保年間に株仲間を結成していたために、<sup>9)</sup> 外賣・地賣が許されず獨占的に買占められていた。この買次問屋と機屋との間には、遅くとも延享年間から飛脚が存在するようになるが、明確な組織として現われるのは、明和・安永期と思われる。この飛脚は請負業者的な存在としての

内の半數以上が、なんらかの形で縮緬機業から經濟的に利益をうけているといえる。また安永三年(一七三三)の石川村の史料<sup>17)</sup>によると、卅二石廿石・二石・無高の四人の農民が同時に、新しく機を持ちたいと願ひ出ている。このことは、享保以降急激に發展していくこの縮緬機業が、單に村内の一部の階層にのみ限られず廣く上層農民から貧農をも含めて一般に受入れられたことを示している。即ち縮緬機業が、文字通り全農民層の商品經濟として成立したのである。しかしこの場合、先述した機業導入の直接の動機が、農民層の困窮にあつたことから考えられることであるが、機業がその内部にヒエラルヒッシュな關

上荷飛脚とその下で實際の運搬に従う下荷飛脚とに分れ、前者は仲間を結成していたようである。<sup>10)</sup>

※森岡氏(同氏稿「荷受問屋資本の生産地投下の諸形態」史學雜誌五九—二二三頁)によると、京都絹問屋の株仲間結成は、寶曆十一年(一七六一)になつてゐるが、文化五年(一八〇八)の文書(京都勞研調査報告第五「丹後機業の構造分析」一八頁)によると「享保十四年丹後問屋株譲り請」あるいは「享保年中丹後問屋株譲り受」とあり、すでに享保年間から京問屋の株仲間—しかも加賀・越前・關東・丹後の四組に分れ—が、たとい公認されてなくとも結成されていたことは、間違ひのない事實であらう。

一方機屋に原料糸を供給するのは、國元にあつては糸問屋と糸仲である。糸問屋は縮緬機業移植以前から宮津町にあつたようであり、その後機業の發展と共に在方にも見られるようになる。<sup>11)</sup>一方糸仲は糸問屋と機屋の間の仲介のみを規定された中買商人として遅くとも安永頃から現われてくる。このような國元の糸業者の上に、京都の和糸問屋—享保二〇年(一七三五)株仲間結成—が、ギルド的支配をしてゐた。

※明和三年(一七六六)の文書(京都勞研前出書一八八頁)によると、寛延二年(一七四九)町方の糸問屋に、糸賣買の獨占權が許されたが(「丹後機業沿革調査書」一二頁参照)、明和三年在方の糸問屋の獨立が許されている。

以上のことから、縮緬機業の原料供給・製品販賣のルートは、和糸問屋(京)—糸問屋—糸仲—機屋—飛脚(上荷・下荷)—荷受問屋(京)といつた形で明和安永期に確立したと考えられる。

しかしこのような機構は、直ちに變質していく。即ち明和六年(一七六九)の京都よりの糸賣下し禁止が、事實上效果を示さなかつたことから分るように、すでに明和期には京都和糸問屋の統制が事實上崩壊し、さらに後述するように、糸問屋—特に宮津町方の—機屋支配、及び上層機屋の問屋への轉化によつて、國元に問屋制的諸體制が、化政期以降明確化してくるからである。



- (1) 「機方要用控」。
- (2) 右同
- (3) 藤田五郎著「封建社會の展開過程」六四頁。
- (4) 天明五年（一七八五）文書（京都勞研「丹後機業の構造分析」一三四頁）。
- (5) 「機方要用控」。
- (6) 「興業意見」卷十六。
- (7) 「石川村誌」四〇八頁。
- (8) 文化五年（一八〇八）文書（京都勞研前出者一八一頁）。
- (9) 延享二年（一七四五）文書（右同書二〇九頁）。
- (10) 「丹後機業沿革調査書」一五頁。
- (11) 右同書一頁—一四頁。
- (12) 森岡前稿二八頁。
- (13) 京都勞研前出書二—三頁—二一五頁。

## 二 封建的對應と農民の抵抗

### A 封建的對應

このような急激な縮緬機業の發展——農民的商品經濟の成長は、當然領主經濟にひいては封建權力に大きな恐威となり、その利益をつみとるために、封建權力はその貢租體系を修正し、農民的商品經濟と眞正面から對決せざるをえなくなる。即ち「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」との言葉に表現されている新しい收奪體系が準備されるようになるのである。

丹後の場合におけるその現われは、先ず京問屋の株仲間による支配と延享二年（一七四五）の田舎端物京都移入制限に見られる生産統制である。

京の絹買次問屋は、早くも享保期にはその株仲間による支配體制を確立したようであるが、その具體的な支配のあり方としては、外賣・地賣禁止に見られる購買獨占と絹宛銀貸與により起る前貸支配があげられる。この京問屋

との取引の形式は、「買次」を頼むという形であつて、その製品の販賣を問屋に委託し決算期に精算するという形式をとるが、それまでの營業資金・生活資金として絹宛銀と稱する内貨を製品と引替えに授受する<sup>1)</sup>。このような關係が、機屋と問屋という經濟力に差のあるものとの間に結ばれた場合、機屋が製品の相場變動による損害をうけることはさりながら、内貨を通じて問屋の前貸支配をうけることも當然であらう。さらに購賣獨占による統制など二重三重の經濟外的な統制をうけており、早くも延享二年（一七四五）に「賣も買も諸事七人（京問屋丹後組—池田）之心儘」という表現が現われてくるのである<sup>2)</sup>。

このようにして封建權力——この場合は幕府——は、農民的商品經濟の成長に伴い都市の大商人を特權化——株仲間の結成強化——することによつて、農民的商品經濟への寄生を試みるに至り、さらには延享二年（一七四五）の田舎端物移入制限に見られるような形で生産の抑壓制限を策するに至る<sup>3)</sup>。

このような封建的對應に對する抵抗は、先ず「問屋株増加願」として現われてくる。これは、延享二年（一七四五）に國元の機屋から「七人之者（京問屋丹後組—池田）一統に買次相頼申合諸事致方不宜儀多く御座ゆニ付國元織屋共渡世之障りニ罷成迷惑<sup>4)</sup>」しているから、買次問屋二、三軒増加してくるよう京問屋の仲間に要求した事件である。この事件は、國元から推薦した二軒の問屋を新たに加えることにより落着する<sup>5)</sup>。

このようにこの事件は、一應株仲間を否定する直質の要求までかかけるが、その成果には株仲間夫自體を否定するようなものは、何物もえられない。それはこの要求を闘つた國元の織屋の性格に基づくであらう。即ちこの時の京問屋への要求の主體は、色々な形で特權的地位を許されていた町方の織屋とそれをバック・アップする藩權力であらう。<sup>\*</sup>

※町方織屋の特權的地位としては、在方では機業が禁止されたことがあるにもかかわらず（寛保二年文書〔京都勞研前出書一四六頁〕、宮津（引越商賣仕心得者御運上銀も無御座由由勝手次第ニ可仕）（享保二年—寶曆九年の文書〔京都勞研前出書一四四頁〕）といわれていることからも明らかであらう。一方先述の封建的對應が幕府中心であつて地元の封建權力（宮津藩が關與する餘地のなかつた點を考ふるならば、右に述べた京問屋に對する抵抗に藩權力の協力は當然考えられる。

また明和・安永期以降明確化してくる町方問屋の機屋に對する問屋制的支配が、見られないこの段階にあつては、京問屋に對する抵抗は、國元の織屋全體と藩權力との前者の主導による連合の下に行われたといっているのである。

即ちこのように縮緬機業に對する最初の封建的對應が、幕府權力と三都の商人との結合によつて行われる以上、このような體制に對する抵抗という點にのみ限れば、この體制に關與できない地方の封建權力も農民的商品經濟と利害を共にするのである。このことを考えておかなければ、明和期に現われてくる藩權力と町方問屋との結合による專賣制度への方向が理解できないのである。

ところが京問屋のギルド的支配に對する抵抗は、明和期に入るとその方向を變えて、藩權力がそのヘゲモニーを握るようになる。具體的には、明和三年（一七六六）の御用場設立<sup>6)</sup>、明和七年（一七七〇）の御用問屋設置の動きとして現われる。これらの御用問屋設立の動きは、以前の問屋株増加願の發展として捉えらるべきであらう。

明和三年の場合は詳細不明であるが、明和七年の場合を見ると、茶屋宗味なる者が「丹後國々織出由縮緬取掘場所一軒相立與由様ニ大行司並ニ絹屋方惣代として連印を以て相頼由ニ付取捌致度旨先縮緬縮登り高八萬疋程有由其餘増由ては不殘引受可申由」と願書を出して、自ら獨占的な御用問屋にならうと畫策したのであるが、京問屋の反對と國元の機屋が「大庄屋並ニ絹屋方惣代」の連印が偽りであると暴露したために、この企圖は簡単に失敗するのである。ところが、「宮津日記」にある「是始め縮緬にも一味の者あり、御上にも御吞込有由也」という言葉

は、この事件が單純なものでないことを示している。即ちこの事件は、單に一人の男の畫策したものでなく、その後、藩權力と一部の縮緬屋——後述する如く町方間屋と推定される——があつて、この事件は、かれらの連繫の下に御用間屋の設立——藩營專賣の方向を示す動きとして、重要な意味を持つてくるのである。

先述の如く、縮緬機業の成長は、問屋株の増加を要求することによつて京問屋に抵抗していたが、明和期になると、藩權力が農民的商品經濟を掌握する方策として、御用間屋を設置し京問屋のギルド支配に對抗せしめるような形に展開していく。即ち農民的商品經濟に對する株仲間的支配に抵抗する動きの強化が、地方封建權力——藩の農民的商品經濟の成長に對する新しい對應體系として現われてくるという結果になるのである。

このような新しい封建的對應は、この段階における縮緬機業の構造の持つ矛盾——内部分裂が齎らすのである。即ちこの頃になると、機屋を前貸的に支配する問屋の成長が、機業内部に見られるようになる。すでに寶曆九年以前の文書に「中々銀子貯え罷在り糸等相調へ申者無御座い人々手筋を以て才覺仕之糸借受又は織出し代呂物を以て才覺仕<sup>9)</sup>」とあり、成立當初から問屋制的支配をうけざるをえない條件を有していたのである、このような條件をもつとも利用しやすい位置にあつたのは、從來から藩の保護のある町方にあつて糸商賣の獨占權を有していた糸問屋であらう。かれらは原料糸の前貸を通じて容易に機屋を支配していつたと思われる。明和・安永期に屢々だされた「糸屋の機商賣禁止」あるいは「糸の延賣禁止」といつた布令は、このことを如實に示している。かくて町方特權商人を頂點とする問屋制的支配體制が確立され、文政期になると百數十の機を支配する者も出現すれば、<sup>10)</sup> 官津領内は勿論久美濱・但馬・出石・生野にまでその支配を及ぼすほどにまでその支配體制はのびていたのである。

一 見た機業の急激な發展の内部には、以上のような矛盾がはらまれていたのであるが、一方藩の方も、當初の

禁壓策を改めて、冥加銀の賦課から機株制度實施へとその對應策を變えていく。<sup>\*</sup>このような町方特權商人の間屋制の支配を内包する機業の發展と、これに對する藩の政策の進展とが合致したのが、右の藩營專賣の方向を示す動きであらう。

※寛延二年（一七四九）三月に機業禁止令が出てゐる（京都券研前出書一四六頁）ようであるが、それ以前の延享二年（一七四五）に運上銀の賦課を命じてゐる（丹後國産絹織物沿革）。この間の事情は明らかでないが、藩は當初禁壓策をもつてのぞんだことは明かであらう。このような動きが、安永四年（一七七五）の機株制度設立（丹後國産絹織物沿革）へと進展する。これは立機制限と一機に付き銀四〇匁の運上を規定する。

以上見てきたように、藩權力がとる在株制度・專賣制度は、一面では幕府と結びつく三都を中心とする特權商人の株仲間の支配に對する抵抗策であると同時に、他面では藩權力が自らの危機を回避するため地元の特權商人と結びつくことによつて、農民的商品經濟を自らの支配下に入れその成果を吸収しようとする政策でもあつた。即ちここに、享保期以降進展してくる農民的商品經濟の波に足をさらわれた封建權力が、自らの體制を再編成しようとしてとつた一連の藩政改革の基本的性格が示されている。

## B 農民の抵抗

宮津藩のとつた封建的對應策が、右の如く町方特權商人と結合し、農民的商品經濟を上から全一的に支配しようとする方向をとつてくる限り、このような收奪體系に對する農民の抵抗は、當然全農民層の統一した反封建闘争の形をとらざるをえない。

このような動きとしては、先ず明和七年の御用問屋設立の企圖に對する抵抗として現われる。この事件の時には、大庄屋以下各村機屋惣代が一緒になつて茶屋宗味の企圖を暴露しており、さらに十五カ村連名で「右體之新規之儀

出來仕い而者一統難儀迷惑仕い」と訴えている。即ちこのような上からの對應に對して、農民は大庄屋以下が統一して抵抗しているのである。この抵抗は、文政三年（一八一〇）の三領一宮津・峯山・久美濱一合體の大會所設立をめぐる動きとして、さらに發展した形で現われてくる。

この大會所は、同年四月「近年商賣不引合打續機方相互ニ難澁ニ御座仕就夫何卒宮津峯山久美濱三領分一統申合萬端取締仕いて、可然<sup>13)</sup>」として、宮津領中郡口大野村に設立されたものであるが、これが三領合體という形に示されるように藩體制のワタを越えて、即ち一應藩權力を離れて機屋を結集させた事實は、この大會所が、「一統申合萬端取締」ろうとする動きに現われている機屋自らの手により新しい統制を形成しようとする方向と共に、この大會所設立の動きを、縮緬機業が藩權力を離れて、自ら全體として新しい體制を形成しようとする動きとして理解せしめるものである。しかもこの大會所が「其所限り機織仕外方機出不申仕様規定<sup>14)</sup>」している事實は、このような動きが、町方問屋の出機進展に悩む在方一たといそれが後述するように問屋層にヘゲモニーを握らされていようとして、中心として、藩權力及びそれと結びつく町方問屋に抵抗する農民的商品經濟全體の統一戦線結成の動きを示すものとして理解せしめるのである。

このことは、これに續いて起つた文政六・七年（一八一三・四）の町方問屋の出機進展に反對して、在方から提起された出機反對訴訟の中に明瞭に捉えることができる。これは、右の「其所限り機織仕外方機出不申」の大會所での規定を楯に、在方の機業の中心地加悦谷諸村の機屋行司から起されたものであつて、<sup>15)</sup>「訴狀」に「近年當御城下宮津絹屋の内々……懸機仕入機（歩機と同義一池田）等多分差出し仕ニ付銘々共村々機織糸練之奉公人甚拂底に相成機屋一統差支難儀至極奉存仕<sup>16)</sup>」とあるように、藩權力と結びつく町方特權商人の問屋制的支配に抵抗して、在方

の全機業家—農民的商品經濟が全體として—が、これに對して闘つた事件であることを示している。

※この抵抗が全農民的なものであるということは、「訴狀」の中に、領内十二ヶ町村の機屋行司及び五組の大庄屋の連署したものであることからも充分にうかがわれるのである。

このように明和・安永期から明確化してくる宮津藩の縮緬機業に對する收奪が、町方特權商人の間屋制的支配體制の伸張と相應じて進展してくるにつれて、農民層の自らの商品生産を守る闘いは、町方特權商人の間屋制的支配排除の動きとして具體化してくるのである。

しかしこのような農民の闘いの成果は、「掛機」及び「掛機に紛敷仕入機」の禁止という形で現われ、仕入機は禁止されないのである。即ち間屋制的體制そのものの否定でない點が注意されねばならない。このことは次に見るような農民内部における矛盾のしからしむるところであらう。

- (1) 京都勞研前出者一八三頁。森岡前稿二六頁および本庄榮次郎著「西陣研究」參照。
- (2) 京都勞研前出書二一一頁。
- (3) 「西陣高機舊記」。
- (4) 京都勞研前出書二〇九頁。
- (5) 延享三年（一七四六）文書（右同書二一三頁）。
- (6) 森岡前稿四〇頁。
- (7) 明和七年（一七七〇）文書（京都勞研前出書二二三頁）。
- (8) 明和八年（一七七二）文書（右同書二二三頁—二三四頁）。
- (9) 右同書一四四頁。
- (10) 「農民蜂起與謝斷」。
- (11) 文政七年（一八二四）文書（京都勞研前出書二二三頁）。
- (12) 京都勞研前出書二一六。
- (13) 文政七年（一八二四）文書（右同書二二頁）。
- (14) 文政六年（一八二三）文書（岩屋村誌）四六八頁。
- (15) 文政七年（一八二四）文書（京都勞研前出書二二五頁）。

### 三 農民的商品經濟の分裂

しかしわれわれは、二の最後に少しふれたように、二で述べた農民の動きを單純に全農民層の統一戦線であると見ることはできない。なぜなら、この封建権力と結ぶ特權町人に抵抗する農民的商品經濟の内部に、上層機屋および在方系問屋の問屋制的支配體制の進展といった形での分裂の方向が見られるからである。即ち先述した町方特權

表 ④

所 機 株 数	戸 数	計	自 營 機 (内數)	掛 機 ( <sup>〃</sup> )	休 機 ( <sup>〃</sup> )
4 台	3 台	12 台	0 台	7 台	5 台
3	4	12	0	5	7
2	10	20	6	11	3
1	14	14	7	3	4
計	31	58	13	26	19

備考 安永4年(1775)「峯山藩機株之覺」による。

商人の問屋制的支配に抗して成長する在方機業もまた直線的に近代化の方向を辿らないのである。このことは安永四年(一七七五)の峯山藩の場合に現われている傾向の中に端的に示されている。その分析—表④—によると、三株以上の機株所有者は、全然自營していない。機株所有數が多くなればなるほど掛機という形で生産手段をも貸した機株のみを所有する傾向が示されている。これは、歩機に見られる單なる原料の前貸、製品によるその精算を通じて行われる機屋支配より一層強力な機屋支配を行うことのできるものである。即ち機屋は、その生産の發展を生産規模の擴大に求めることをしないで、流通過程に寄生することによつて利益をえようと商業資本に轉化するのである。

この傾向は、同時に明和三年(一七六六)に町方から獨立した<sup>1)</sup>在方系問屋の前貸を通じての機屋支配と相應じて、在方の機業内部—農民的商品經濟自體の中に問屋制的支配體制の萌芽—農民的商品經濟分裂の端緒—を生ぜしめるに至る。



このように農民的商品經濟が進展するにつれて、商業資本の優位性が確立してくる事實は、元祿の強訴の時に見られた封建的小農民の獨立が、それ以前の封建的『共同體的諸規制を變質させたにしても、それを完全に排除しなかつたこと、或いは縮緬機業導入の直接の契機が、農民の困窮に基づくといつたことに起因してゐるであろう。その結果、そこから析出されてくる勞働力が「他家相抱える事堅無用」なる「子飼奉公人」―譜代下人を含み、また幕末においても一部の機業經營の中に農奴主的經營が導入され、さらには、この農民的商品經濟を主導していつたのが封建權力の末端に位してゐる村役人層或いはこれと階級的利害を同じくする層であるということになるのである。

※「子飼奉公人」は、寶曆五年（一七五五）の峯山藩の奉公人に關する規定（京都勞研前出書一七五頁）の中にあるものだが、寛延二年（一七四九）の文書（京都勞研前出書一四六頁）には、機業を營むために「御田地手張り作仕ぬ處家來等も相抱不申ぬ而は指當り開作植付等迷惑仕困窮に罷成」とあり、譜代下人の勞働力を抱えてゐる農民が機業を營んでゐることが知られる。また藤田五郎氏の報告（岡氏著「日本近代産業の生成」一二五頁）によると、幕末期に中部日大野村の伊東家は、「オヤカタ・コカタ」關係で結ばれてゐる小作に掛機を出してゐる。以上の例は、初期あるいは部分的なものであらうが、先述の安永三年（一七七四）の石川村の新機願を出した四人の内二人が、廿二石・廿石という大高持（この地方では最上層に屬す）であること、先述の明和七年（一七六九）の御用閑屋設立の企圖を崩した在方機業の動き、を主導したのが、村役人層であることなどから、農民的商品經濟は封建的小農民の獨立を背景にしながらも、これを主導したのは、封建的諸體制を利用できる村落支配者層であるといえる。

しかしこのことは、農民的商品經濟の進展の中に、近代的な發展の方向がなかつたことを意味するのではない。先述の安永四年（一七七五）の「機株之覺」を別の形で分析したのが表④であるが、これによると掛機を借りながら三臺・四臺と經營する機屋の存在を知ることがができる。また白らの「才覺」により、京都から糸を直買する「身

元相應之機屋」の存在も知られる。即ちこのような機屋に、近代的な發展の方向が認められるのであつて、このよ

うな層の存在こそが、先述の文政期の町方特權商人に對する在方の一應の統一を齎したのである。ところが、このような近代的發展は、現實には商業資本のヘゲモニーの確立の下に押流されていくのである。

このような階級關係の下に、文政期の在方の統一戰線が結ばれていくのである。例えば、文政三年（一八二〇）の大會所の規定の「其所限り機織ひて外方機出不申ゆ」にしても、「其所限り」において機を出す左方の問屋層の位置を充分に考えなければならぬ。文政六・七年（一八二三・四）の訴訟の場合でも「機織糸繰之奉公人」が拂底することはさりながら、この訴訟においては、出機そのものでなくて、出機の範圍が問題の中心になつて町方と在方

表 ⑥

經營機數	戸 數	計	内機株 所有分
4 台	1 台	4 台	2 台
3	1	3	1
2	13	26	7
1	5	5	2
計	20	38	12

備考 安永4年(1775)「峯山藩機株之覺」による。

とが争つているのである。即ちこの訴訟においては、自營機屋層の要求も含まれているが、中心になつて町方と在方特權商人の間屋制的支配に對する在方問屋の間屋制的支配の確立であると理解することができる。さらにこの「訴狀」にうかがわれるように、在方の機屋行司と村役人層が、この訴訟の主體になつてゐる事實は、この訴訟ひいては藩權力及び町方特權商人に對する農民的商品經濟の抵抗が、在方問屋||村落支配者層のヘゲモニーの下に闘われていることをわれわれに教えてくれる。即ち明和・安永期以降明確化する宮津藩の封建的對應體系に抵抗する農民層の統一戰線は、その内部に分裂—在方問屋||村落支配者層の農民的商品經濟における問屋制的支配體制の確立—の方向をはらんでいるのである。

このような條件が熟してはじめて、封建權力にとつて農民的商品經濟の分裂を意識的に取上げる分裂政策として封建的對應の方向が可能となるであらう。

- (1) 明和三年（一七六六）文書（京都勞研前出書一八八頁）
- (2) 寶曆十二年（一七六三）文書（右同書一九七頁）

附記 天災などのために地方史料・經營史料が、失われているので、推論が極めて多くなつてしまつた。なお史料探訪の際には、岩崎英精氏、高桑末秀氏、後藤靖氏、脇田修氏、今井美智子氏に色々御世話になり、成稿にあたつては、堀江英一先生、後藤靖氏にいろいろ御教示をいただいたことを附記して感謝の意を表したい。

### 執筆者紹介

堀江英一 京都大學助教授

大槻弘 京都大學大学院研究奨學學生

池田敬正 京都大學（文學部）大学院學生

内藤正中 京都大學大学院研究奨學學生